

(平成25年度第1回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成26年3月10日（月）

午後2時から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (8) その他

3 議 題

- (1) 臨時福祉給付金支給事務における本人以外のものからの個人情報の収集並びに保有個人情報の目的外利用及び外部提供について
- (2) その他

4 閉 会

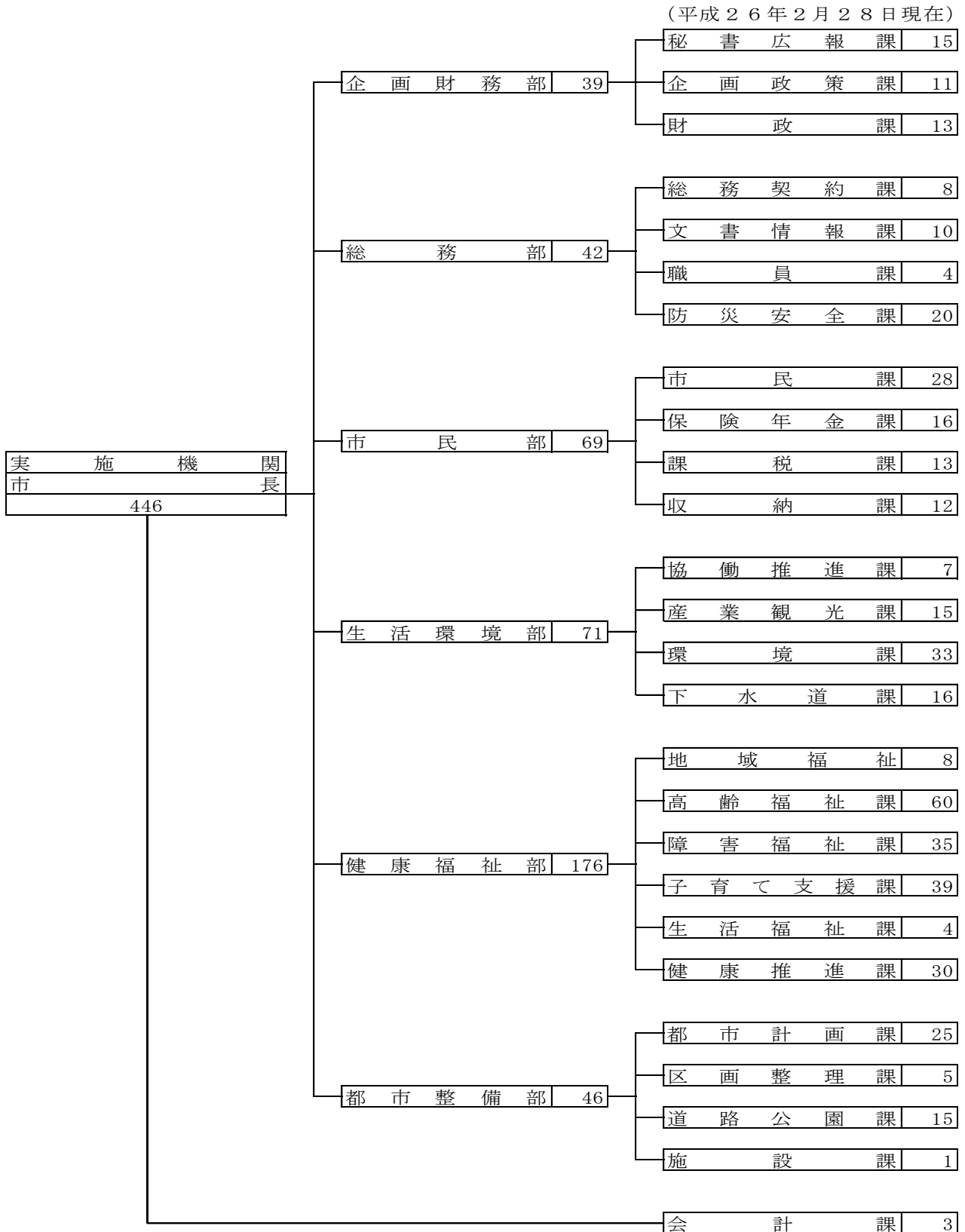
報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について

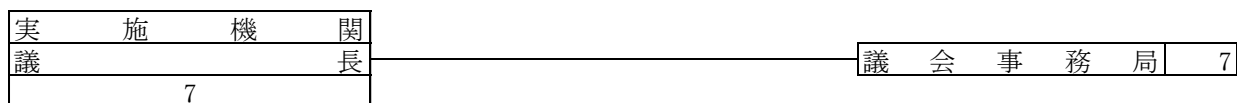
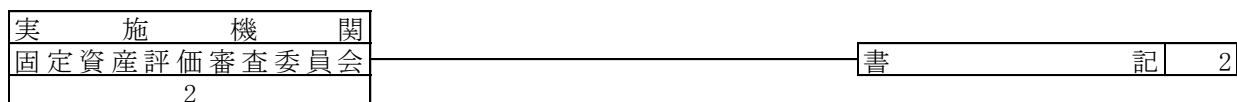
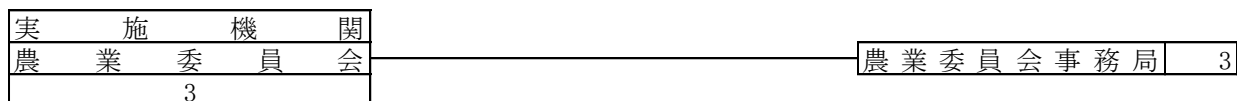
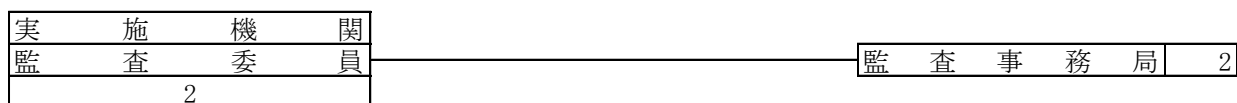
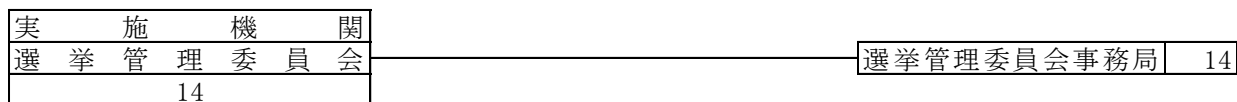
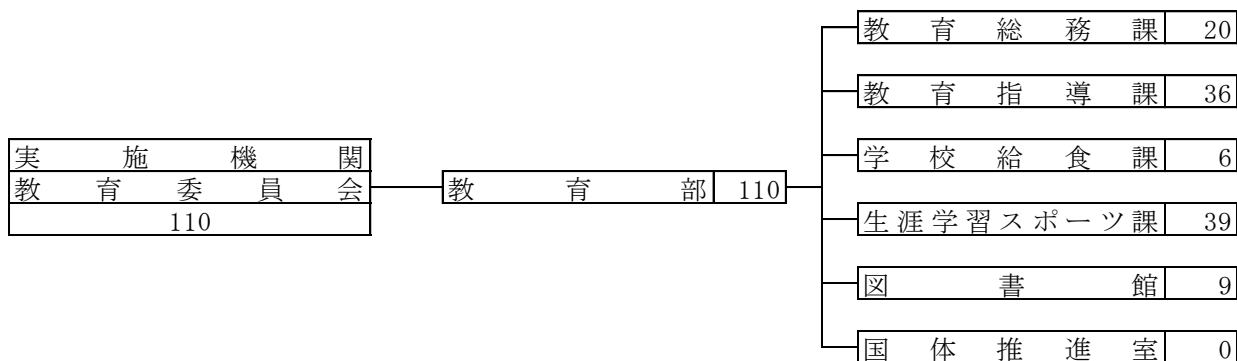
このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の状況

(平成26年2月28日現在)





実 施 機 関	件 数
市 長	446 件
教 育 委 員 会	110 件
選 挙 管 理 委 員 会	14 件
監 査 委 員 員	2 件
農 業 委 員 会	3 件
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	2 件
議 長	7 件
合 計	584 件

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数32件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出件数18件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について（条例第6条第2項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項…届出件数19件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について（条例第6条第3項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の利用状況の届出に係る事項…届出件数531件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項…届出件数18件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数257件、提供先件数3,003件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(8) その他

議 題(1) 臨時福祉給付金支給事務における本人以外のものからの個人情報の収集並びに
保有個人情報の目的外利用及び外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 本人以外のものからの個人情報の収集の適否（条例第7条第2項第9号）

番 号	項 目	内 容
1	担 当 部 課 名	健康福祉部地域福祉課
	本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称及び内容並びに本人以外のものからの収集により業務を行う理由	（業務の名称） 臨時福祉給付金支給事務 （業務の内容） 平成26年1月1日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者で、平成26年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者等に対して、臨時福祉給付金を支給する。 （本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由） 施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、当該児童等が入所等している施設等の所在市区町村から支給する特例措置が講じられることから、施設入所等児童等の臨時福祉給付金の支給停止処理及び支給対象者登録処理をするために、当該児童等の情報を他の都道府県及び市区町村から情報提供を受ける必要がある。
	個人情報の利用目的	臨時福祉給付金の支給対象者の適切な把握
	個人情報の記録の対象範囲	施設入所等児童等のうち、本市に住民票がある児童等又は本市に所在する施設等に入所等している児童等
	本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目	施設所在地、住所、氏名、性別、生年月日、入所等年月日、続柄、支給停止処理結果、徴収金階層区分
	個人情報の収集の相手方	都道府県、市区町村
	備 考	

イ 上記収集をした際の本人への通知の省略（条例第7条第3項・施行規則第3条第3項第2号）

ウ 目的外利用の適否（条例第8条第2項第6号）

番 号	項 目	内 容
-----	-----	-----

2	担 当 部 課 名	健康福祉部障害福祉課
	目的外利用をする個人情報取扱業務の名称	介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費・地域生活支援事業費等給付事業
	保有個人情報の目的外利用により業務を行う組織等の名称	健康福祉部地域福祉課
	保有個人情報の目的外利用により行う業務の名称及び内容並びに目的外利用により業務を行う理由	(業務の名称) 臨時福祉給付金支給事務 (業務の内容) 平成26年1月1日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者で、平成26年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者等に対して、臨時福祉給付金を支給する。 (目的外利用により業務を行う理由) 施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、当該児童等が入所等している施設等の所在市区町村から支給する特例措置が講じられることから、本市が措置等した児童等の情報を整理し、全国の自治体間で連絡調整を図るためには、障害福祉課が介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費・地域生活支援事業費等給付事業のために保有する保有個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、支給決定内容」を目的外利用する必要がある。
	目的外利用をする保有個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、支給決定内容
備 考		

エ 上記目的外利用をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

オ 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番 号	項 目	内 容
3	担 当 部 課 名	健康福祉部地域福祉課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	臨時福祉給付金支給事務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	青森市
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	(業務の名称) 臨時福祉給付金支給事務 (業務の内容) 平成26年1月1日において、市区町村の住

	<p>民基本台帳に記録されている者で、平成26年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者等に対して、臨時福祉給付金を支給する。</p> <p>(外部提供により業務を行う理由)</p> <p>施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、当該児童等が入所等している施設等の所在市区町村から支給する特例措置が講じられることから、青森市が施設入所等児童等に臨時福祉給付金を支給するためには、当該児童等の「氏名、性別、住所、生年月日、続柄、入所等年月日、支給停止処理結果」を外部提供する必要がある。</p>
外部提供をする 保有個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、入所等年月日、支給停止処理結果
備考	

カ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(2) その他

◎ 本人以外のものからの個人情報の収集（条例第7条第2項第8号）

武蔵村山市個人情報保護条例

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 法令等の根拠
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 本人の親族、法定代理人又は代理人（以下「家族等」という。）の同意があるとき。ただし、本人が拒む旨を明らかにしているときを除く。
- (4) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から直接収集することができないとき。
- (7) 争訟、選考、指導、相談等を行う場合において、本人から直接収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- (8) 次条第2項の外部提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定に基づき本人以外のものから個人情報を収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 法令等、規則、要綱等の規定により、本人又は家族等が申請行為その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定により収集したものとみなす。

◎ 本人以外のものからの個人情報の収集をした際の本人への通知（施行規則第3条第3項第2号）

武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

（収集の手続）

第3条 条例第7条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の管理責任者
 - (2) 個人情報の記録形態
 - (3) 個人情報の保有の期限
- 2 実施機関は、条例第7条第2項の規定に基づき本人以外のものから個人情報を収集したときは、個人情報本人以外収集記録台帳（第5号様式）にその内容を記録しなければならない。
- 3 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
- (1) 条例第7条第2項第1号、第2号又は第4号に該当することにより、本人以外のものから個人情報を収集したとき。
 - (2) 条例第7条第2項第8号又は第9号に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集した場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。
- 4 条例第7条第3項の規定による通知は、個人情報本人以外収集通知書（第6号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。

◎ 目的外利用等（条例第8条第2項第6号）

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

- 第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
 - (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
 - (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

- 4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

◎ 目的外利用等をする際の本人への通知（施行規則第5条第2項第2号）

武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

（目的外利用等の通知）

第5条 実施機関は、条例第8条第2項の規定に基づき目的外利用等をしたときは、保有個人情報目的外利用等記録台帳（第9号様式）にその内容を記録しなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 条例第8条第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当することにより、目的外利用等をしようとするとき。

(2) 条例第8条第2項第6号に該当することにより目的外利用等をしようとする場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。

3 条例第8条第3項の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第10号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。

4 条例第8条第4項の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（第11号様式）により行うものとする。